

---

# 民事司法実情調査 アンケート結果報告書

---

2014年（平成26年）11月30日

東京弁護士会 民事司法改革実現本部

## 第1 調査の目的・方法

### 1 調査の目的

2001年の司法制度改革審議会意見書から10年余り経過した中、民事司法の分野では司法改革の成果を実感しがたい現状にあるとの認識のもと、東京三弁護士会の弁護士会員を対象にアンケート調査を実施することにより、民事司法の実情を明らかにし、民事司法改革のための立法事実とするための資料を収集し、運用改善、法改正及び新たな立法に役立たせることを目的とする。

### 2 調査の方法

#### (1) 対象

東京弁護士会の所属弁護士会員（7,215名）

第一東京弁護士会の所属弁護士会員（4,360名）

第二東京弁護士会の所属弁護士会員（4,643名）

※括弧内は、いずれも2014年8月1日現在の所属弁護士会員数

#### (2) 形式

選択式（一部記述式あり）、無記名式（所属会と司法修習期のみ記載欄あり）

#### (3) 構成

2013年10月30日に公表された「民事司法を利用しやすくする懇談会 最終報告書」（以下、「最終報告書」という。<http://minjishihoukon.com/>）を踏まえ、民事事件・基盤整備・家事事件・商事事件・行政事件・労働事件・消費者事件・医療事件の8分野で構成した。

また、民事事件・基盤整備は全員に、家事事件・商事事件・行政事件・労働事件・消費者事件・医療事件は過去3年間に各事件を取扱った経験のある者のみに回答を求めた。

#### (4) 実施期間

2014年3月3日～8月1日

※当初は6月30日を回答期限として設定したが、回収数の増加を目的として8月1日まで回収を受け付けた。

### 3 調査の実施内容

#### (1) 東京弁護士会

##### ① 会員に対するアンケートの周知、配布及び回収の方法

東京弁護士会の会館内にアンケート用紙を備え置き、アンケート回収箱を設置した。

東京弁護士会のウェブサイトにおいて、アンケート用紙をダウンロード

することができるようにデータをアップロードし、会員向けメールマガジン等においてアンケートの回答を依頼した。

東京弁護士会の各種委員会等（常議員会、民事司法改革実現本部を含むすべての各種委員会）、東京三弁護士会多摩支部を通じてアンケート用紙を配布し、回収した。

全会員に対し、アンケート回答依頼の文書を FAX により送信するとともに、全会員宛に発送する会報誌に同封して、アンケートの回答を依頼した（3月）。また、全会員宛に発送する会報誌にアンケート用紙と返信用封筒を同封して、アンケートの回答を依頼した（5月）。

日付	内 容	対象者数
3月3日	全会員に対し、FAX を送信し、東京弁護士会のウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。また、全会員発送の会報誌に返信用封筒を同封した。	6,690名
3月4日	会員向けメールマガジンにより、メールマガジン登録会員に対し、東京弁護士会のウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。	4,430名
3月17日	会員向けメールマガジンにより、3月4日と同様に回答を依頼した。	4,334名
5月5日	全会員発送の会報誌へアンケート用紙と返信用封筒を同封、郵便にて発送した。	7,292名
6月16日	会員向けメールマガジンにより、3月4日と同様に回答を依頼した。	4,346名

その他、各法律相談センターを通じて、東京三弁護士会の相談担当員にアンケート用紙を配布するとともに、各法律相談センターにアンケート回収箱を設置した。

② 回答数（有効回答）

第一次集計：559名、第二次集計：570名、合計：1,129名

③ 回答率

15.64%（1,129名／7,215名）

※2014年8月1日現在の弁護士会員数に対する回答数の割合

(2) 第一東京弁護士会

① 会員に対するアンケートの周知、配布及び回収の方法

第一東京弁護士会の関連9委員会（少年法委員会、人権擁護委員会、家事法制委員会、消費者問題対策委員会、労働法制委員会、民事訴訟問題等

特別委員会、司法制度調査委員会、法律相談運営委員会、司法改革推進センター)のメーリングリストでアンケートの回答を依頼した。担当事務局への持参、メール、FAXで回収した。

日付	内 容	対象者数
5月1日	関連委員会のメーリングリストで案内した。	710名

その他、各法律相談センターを通じて、東京三弁護士会の相談担当員にアンケート用紙を配布するとともに、各法律相談センターにアンケート回収箱を設置した。

② 回答数（有効回答）

第一次集計：71名、第二次集計：71名、合計：142名

③ 回答率

3.25%（142名／4,360名）

※2014年8月1日現在の弁護士会員数に対する回答数の割合

(3) 第二東京弁護士会

① 会員に対するアンケートの周知、配布及び回収の方法

第二東京弁護士会の会員向けウェブサイトにおいて、アンケート用紙をダウンロードすることができるようにデータをアップロードし、会員向けメールマガジンにおいてアンケートの回答を依頼した。

全会員に対し、FAXを送信し、会員向けウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。

第二東京弁護士会の関連5委員会（常議員会、司法制度調査会、弁護士業務センター、裁判官制度等改革推進委員会、法律相談センター運営委員会）を通じてアンケート用紙を配布し、回収した。また、第二東京弁護士会の委員会のメーリングリストにおいてアンケートの回答を依頼した。

担当事務局へのメール、FAXで回収した。

日付	内 容	対象者数
4月1日	全会員に対し、FAXを送信し、第二東京弁護士会の会員ウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。	4,815名
4月3日	会員向けメールマガジンにより、メールマガジン登録会員に対し、第二東京弁護士会のウェブサイトからアンケート用紙をダウンロードして回答するように依頼した。	3,078名

その他、各法律相談センターを通じて、東京三弁護士会の相談担当員にアンケート用紙を配布するとともに、各法律相談センターにアンケート回収箱を設置した。

## ② 回答数（有効回答）

第一次集計：129名，第二次集計：70名，合計：199名

## ③ 回答率

4.28%（199名／4,643名）

※2014年8月1日現在の弁護士会員数に対する回答数の割合

## 4 集計と分析

## (1) 集計

調査内容の入力・集計は，日本情報産業株式会社に委託した（ただし，自由記載内容の一部については，東京弁護士会事務局において入力した。）。

## (2) 分析

上記のとおり，第一東京弁護士会会員及び第二東京弁護士会会員の回答数が少なかったため，東京弁護士会会員の回答（1,129名分）のみを分析の対象とした。

## 5 作業スケジュール

日付	スケジュール	
2013年7月25日	東京弁護士会 民事司法改革実現本部（以下、「実現本部」という。）の民事実情調査部会（以下、「調査部会」という。）において，アンケート案の検討を開始した。	アンケート検討期間
	翌年2月末までに，調査部会準備会を5回，調査部会を7回開催してアンケート項目・内容等について検討した。	
2014年1月21日	早稲田大学 菅原郁夫教授と打合せし，アンケートの内容・実施方法等について助言いただいた。	回答・回収期間
	東京弁護士会から第一東京弁護士会および第二東京弁護士会に対し，アンケート実施につき，協力を要請した。	
2014年2月28日	アンケート確定	
2014年3月3日	アンケート実施	
2014年4月30日	アンケート第一次締め切り	
2014年6月20日	第26回 司法シンポジウム・プレシンポジウム「いま司法は国民の期待にこたえているか～我が国の民事司法の現状と課題～」において，第一次集計（4月30日まで）の一部を資料として配布した。	
2014年6月30日	アンケート第二次締め切り	
2014年7月4日	東京弁護士会から，日本情報産業株式会社へ回収したアンケートを提供し，集計作業を開始した。	
2014年8月1日	アンケート回収受付の最終締め切り	

<p>2014年8月29日</p>	<p>集計されたアンケートデータが納品され、分析作業を開始した。</p> <p>分析担当者において報告書案の下案を作成した。</p> <p>&lt;分析担当者（五十音順）&gt;</p> <p>大坪 和敏    大堀 健太郎    奥 国範    高梨 滋雄</p> <p>平澤 慎一    藤原 靖夫    水野 泰孝</p> <p>11月末までに、実現本部を3回、実現本部正副事務局会議を3回、調査部会を7回開催し、報告書の内容を検討した。また、分析案について、菅原教授に助言を求め、菅原教授の助言を踏まえて、分析案を再検討した。</p>
<p>2014年11月30日</p>	<p>報告書完成</p>

分析期間



以上

## 目 次

第1 調査の目的・方法.....	1
第2 全体分析 .....	6
民事事件（問1～問23） .....	7
1. 法的手続による迅速な紛争解決【問1～問4】 .....	7
2. インターネットを利用した訴訟提起等【問5～問6】 .....	8
3. 証拠収集手段の拡充【問7～問10】 .....	8
4. 専門委員【問11】 .....	10
5. 本人訴訟の対処【問12～問13】 .....	10
6. 簡易裁判所【問14～問15】 .....	10
7. ADR【問16～問17】 .....	11
8. 金銭執行の実効性確保【問18～問22】 .....	11
9. 裁判制度の満足度【問23】 .....	13
基盤整備（問24～問40） .....	14
1. 提訴手数料【問24～問25】 .....	14
2. 鑑定費用【問26～問28】 .....	14
3. 執行費用【問29～問31】 .....	15
4. 日本司法支援センター（法テラス）【問32～問40】 .....	15
家事事件（問41～問50） .....	17
1. 遺産分割調停・審判における前提問題についての争い【問41～問43】 .....	17
2. 子どもとの面会交流を円滑に実施するための方策【問44】 .....	17
3. 家事調停官への任官【問45～問46】 .....	18
4. 法テラスの代理援助における家事事件の着手金・報酬金【問47～問48】 .....	18
5. 家庭裁判所の設備・人員【問49～問50】 .....	19
商事事件（問51～問68） .....	20
1. 国際商取引の取扱い【問51～問55】 .....	20
2. 知的財産権に関する案件【問56～問57】 .....	20
3. 企業の秘密情報【問58～問60】 .....	21
4. 裁判所の専門的知見【問61～問63】 .....	21
5. 独立委員会等【問64～問65】 .....	22
6. 会社役員 <span style="border: 2px solid red;">の責任追及に関する訴訟【問66～問67】</span> .....	22

行政事件（問69～問90）	23
1. 行政訴訟に関する法律相談【問69】	23
2. 原告適格【問70～問75】	23
3. 仮の救済制度【問76～問82】	24
4. 裁量審査【問83～問85】	24
5. その他【問86～問90】	24
労働事件（問91～問96）	26
1. 労働審判員による事件内容の把握・理解【問91～問93】	26
2. 労働審判手続の結果の満足度【問94～問96】	26
消費者事件（問97～問102）	27
1. 消費者事件の受任【問97～問98】	27
2. 相手方確知の問題【問99～問100】	27
3. 強制執行による回収【問101～問102】	28
医療事件（問103～問108）	29
1. 医療事件における訴訟前の実費【問103～問104】	29
2. 医療訴訟における立証の困難性【問105～問108】	29
第3 個別分析	32
民事事件（問1～問23）	33
基盤整備（問24～問40）	56
家事事件（問41～問50）	73
商事事件（問51～問68）	83
行政事件（問69～問90）	101
労働事件（問91～問96）	121
消費者事件（問97～問102）	127
医療事件（問103～問108）	133
第4 民事司法実情調査アンケート調査票	140
関係者一覧	162
あとがき	163



## 商事事件（問 51～問 68）

回答者（過去3年間に商事事件の経験がある者）：433名  
アンケート回答総数に対する割合：38.4%

### 1. 国際商取引の取扱い【問 51～問 55】

過去3年間に、国際商取引に関する紛争について、日本以外の外国においても紛争解決の管轄がある案件を扱ったことがある弁護士は少数(11.3%)にとどまり、扱ったことがない弁護士が大多数(83.4%)にのぼる【問 51】。国際商取引に関する紛争については、それ自体の件数が必ずしも多くない可能性もあるが、これらの案件を扱う弁護士が一部の弁護士に限られていることが窺われる。

国際商取引に関する紛争において、日本以外の外国にも紛争解決の管轄がある場合に、依頼者が日本ではなく外国の紛争解決手続を利用することを希望する場合が過半数(55.1%)であり【問 52】、その理由として、日本の紛争解決手続における語学対応力に関する不安(64.0%)が指摘される【問 53】。国際商取引に関する紛争において、日本の紛争解決手続の利用が促進されるためには、手続における語学対応力の向上を図る必要性が窺われる。

国際商取引に関する日本の裁判実務の効率(時間・労力)が非効率であると感じている者が過半数(55.1%)となっている【問 54】。回答数は必ずしも多くないが、専門化が進んでいると推測される分野において、取扱っている弁護士の過半数が非効率であると指摘している点に注目すべきであり、改善の必要性が高いと考えられる。効率化のために有効な方策としては、裁判所における専門部・集中部の設置(81.5%)や専門委員制度の充実(65.4%)など専門性の向上を図る必要性が指摘されている【問 55】。また、送達の迅速化や執行制度の機能強化の必要性を指摘する回答も見られる【問 55】。

最終報告書において、わが国における国際商事仲裁を活性化するために、人材の確保及び育成、国内外のネットワークの強化等が課題として指摘され(31頁)、英語で裁判手続を行うという選択肢について検討課題として指摘されている(32頁)が、弁護士の回答からも日本の紛争解決手続における語学対応力に関する不安が読み取れる。

### 2. 知的財産権に関する案件【問 56～問 57】

過去3年間に、知財高裁に係属する案件を取扱ったことがある弁護士のうち、知財高裁の審理や判断内容に不満を感じている弁護士は少数(16.7%)であり、過半数(51.9%)の弁護士は不満を感じていない【問 57】。必要と

思われる専門性の具備についても、備えていないと回答した弁護士は少数（7.5%）にとどまっており【問 57】、知財高裁制度は、制度として概ね良好に運営されているとの評価ができる。

なお、最終報告書では、第一審の段階における特許権等に関する訴え（民事訴訟法 6 条 1 項）の管轄裁判所を、現行の東京地裁と大阪地裁のみから、事件の専門性に配慮しつつも管轄裁判所を増やすことを検討する旨の指摘がある（33 頁）。

### 3. 企業の秘密情報【問 58～問 60】

過去 3 年間に裁判の公開原則による情報流出を懸念して企業の秘密情報が含まれる証拠等の提出を躊躇したことがある弁護士が一定程度（34.8%）。なお、回答には、そもそも企業の秘密情報が含まれる証拠等の提出に直面していない者が含まれると考えられる。）存在し【問 58】、企業の商事事件において、企業の秘密情報を保護する観点から裁判の公開原則が障害となっている事例は、相対的に多いとまでは評価できないが、一定程度存在することが確認される。

日本において弁護士の秘匿特権が必要であるとする弁護士が多数（63.0%）に上り、必要ではないとする弁護士は少数（4.5%）にとどまる【問 59】。企業等が重要事項を书面化することを回避しようとする弊害（71.3%）や、弁護士の秘匿特権がある国と並行して進行する手続において当該他国との連携が困難となること（50.4%）が指摘される【問 60】。その他、日本の弁護士に秘匿特権がないことにより外国企業の信用が得られない、依頼者と弁護士との率直な協議に支障が生じている、依頼者から相談にあたり不安をもたれるなどの指摘が複数あり、日本において弁護士に秘匿特権が認められていないことによる問題性が指摘されている【問 60】。

最終報告書において、知的財産権や不正競争防止法の分野以外の分野において、現在の裁判手続における秘密情報保護が制限的であり裁判所に提出した証拠等の資料が外部に流出することを懸念しながら訴訟対応をしているのが現状である旨の指摘があるところ（34 頁）、一定程度の事例が存在することが確認された。また、弁護士の秘匿特権等の保障がないとの指摘（34 頁）についても、多数の弁護士が秘匿特権の必要性を感じていることが明らかになった。

### 4. 裁判所の専門的知見【問 61～問 63】

過去 3 年間に、商事事件や商取引事件の裁判において、必要とされる専門的知見に関する裁判所の理解に不安や懸念を覚えたことがある弁護士が一定程度（38.5%）存在している【問 61】。具体的には、IT 分野（66.4%）、金融取引分野（58.9%）などについて多く指摘される【問 62】。裁判所の専

門的知見を確保するための方策としては、専門部又は集中部の設置（74.4%）や専門委員制度の拡充（69.5%）が掲げられる【問 63】。

なお、最終報告書においても、商事・商取引の分野において専門部又は集中部による裁判手続の導入が検討事項として掲げられている（35 頁）。

#### 5. 独立委員会等【問 64～問 65】

過去 3 年間に、企業等の不祥事に関して当該企業等が設置した独立委員会等に加わったことがある弁護士の一部（36.7%）が委員会の権能や独立性・公正性に疑問を感じた経験を有している【問 64】。具体的には、当該企業等から提供された情報や資料に偏りがあると感じられた（85.5%）、当該企業等により選任された委員の構成が中立性を欠いていた（76.9%）、当該企業等が秘密情報の保護を理由に必要な情報や資料が開示されなかった（66.2%）などの指摘がなされている【問 65】。独立委員会等の構成の中立性を担保する方策や独立委員会等における調査手段の拡充について、高い必要性が窺われる。

なお、最終報告書においても、独立委員会等における証拠の偏在に関する問題を解消することの必要性が指摘されている（36 頁）。

#### 6. 会社役員の実任追及に関する訴訟【問 66～問 67】

過去 3 年間に会社役員の実任追及に関する訴訟の原告代理人となった経験がある弁護士のうち大多数（88.9%）の弁護士が、会社が保有する証拠を収集する手段を欠いていると感じている【問 67】。会社が保有する証拠を収集するための制度や方策については、文書送付嘱託に応じる義務を設定する（85.1%）、ディスカバリー制度を導入する（70.3%）、裁判所が強力に訴訟指揮をとる（78.4%）などの指摘がなされている【問 68】。

なお、最終報告書においても、会社や役員を相手とする裁判において、証拠（訴訟資料）の会社側への偏在が顕著であることが指摘されているところ（36 頁）、上記回答によって弁護士の認識が同様であることが明らかになった。

### 第 3 個 別 分 析

【商事事件】問66（会社役員の実任追及に関する訴訟の経験）

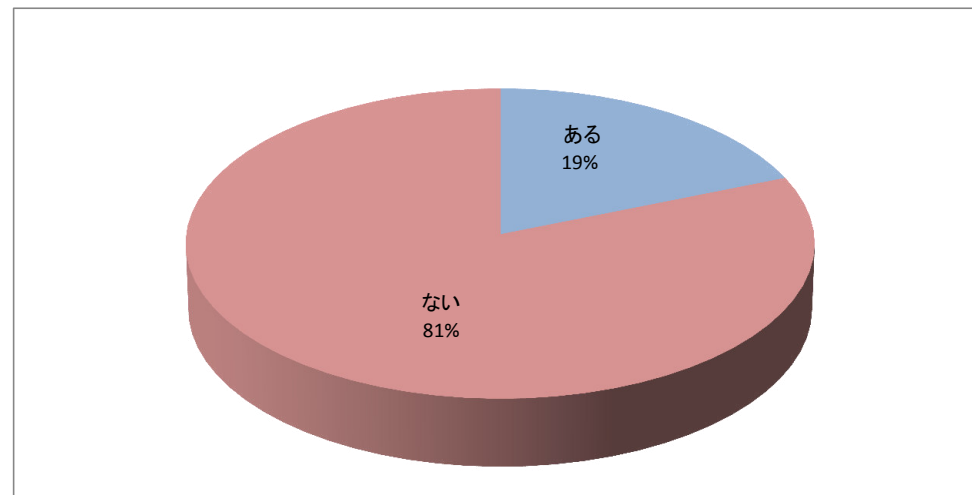
過去3年間に、会社役員の実任追及に関する訴訟の原告代理人となったことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 ある	81	→ 問67へ
2 ない	347	→ 問69へ
合計	428	

○問66（会社役員の実任追及に関する訴訟の経験）

過去3年間に会社役員の実任追及に関する訴訟の原告代理人となった経験がある弁護士は18.9%であった。



## 【商事事件】問67（会社が保有する証拠の収集手段の有無）

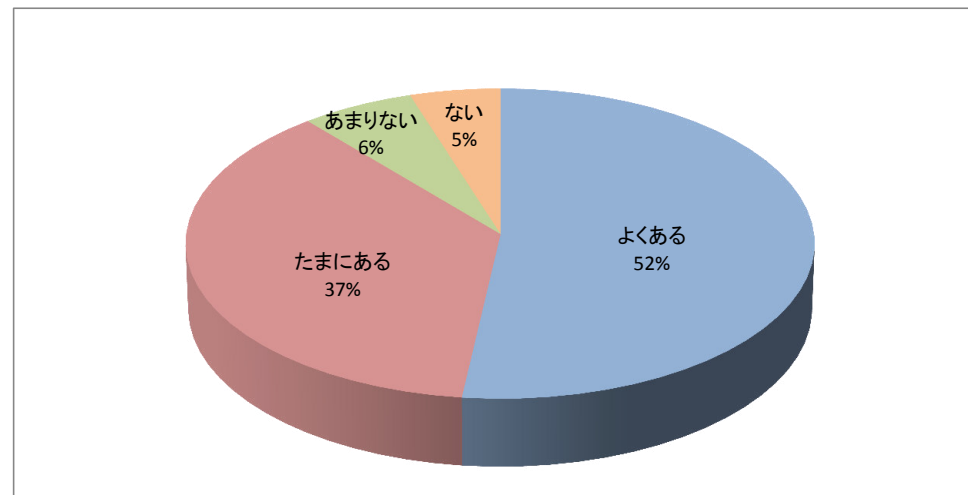
そのような訴訟において、会社が保有する証拠を収集する手段を欠いていると感じたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

(単位:人)

1 よくある	42
2 たまにある	30
3 あまりない	5
4 ない	4
合計	81

問68へ

問69へ



## ○問67（会社が保有する証拠の収集手段の有無）

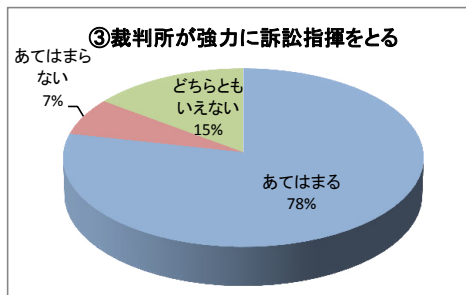
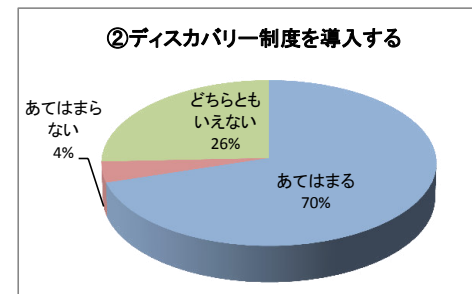
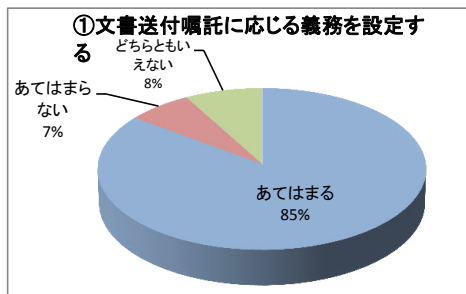
過去3年間に会社役員の責任追及に関する訴訟の原告代理人となった経験がある弁護士のうち、会社が保有する証拠を収集する手段を欠いていると感じたことがある弁護士が、「よくある」（51.9%）と「たまにある」（37.0%）を合わせて大多数（88.9%）に上る。

【商事事件】問68（会社が保有する証拠の収集のための方策）

会社が保有する証拠を収集するために、どのような制度や方策が有益であると考えますか。次の①から③の全てについて、あなたの考えに最も近いものをお選びいただき、それぞれ該当する番号に○を付けてください。また、「その他」がある場合は、その具体的内容も併せて記入してください。

(単位:人)

	1 あてはまる	2 な あ いて は ま ら	3 い ど え ち ら な い と も	合計
①文書送付嘱託に応じる義務を設定する	63	5	6	74
②ディスカバリー制度を導入する	52	3	19	74
③裁判所が強力に訴訟指揮をとる	58	5	11	74
④その他				0



○問68（会社が保有する証拠の収集のための方策）

会社が保有する証拠を収集するための制度や方策については、文書送付嘱託に応じる義務を設定するとする弁護士が大多数（85.1%）であり、裁判所が強力に訴訟指揮をとるとする弁護士（78.4%）、ディスカバリー制度を導入するとする弁護士（70.3%）がいずれも多数に上る。なお、「その他」の制度や方策を掲げる回答はなかった。